

文部科学省令第十六号

国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二十二條第四項の規定に基づき、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

文部科学大臣 河村 建夫

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

（趣旨）

第一条 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関しては、他の法令に別段の定めがあるもののほか、この省令の定めるところによる。

（授業料、入学科及び検定料の標準額等）

第二条 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校（次条第一項に規定するものを除く。）の授業料

（幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）の年額（

乗船実習科（大学の教育研究組織であつて、商船に関する学部課程を履修した者で海技士の免許を受け

ようとするものに対し、乗船実習を行うものをいう。以下同じ。

) にあっては、授業料の総額。以下同じ。

)、入学料（幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。）及び入学等に係る検定料は、次の表の第一欄に掲げる学校等の区分に応じ、授業料の年額にあっては同表の第二欄に掲げる額を、入学料にあっては同表の第三欄に掲げる額を、検定料にあっては同表の第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。

区 分	授業料の年額	入 学 料	検 定 料
大学の学部（次項に掲げるものを除く。）	五二〇、八〇〇円	二八二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
大学の夜間において授業を行う学部（昼夜開講制であつて、専ら夜間において授業を行うものを含む。以下同じ。）	二六〇、四〇〇円	一四一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
大学院の研究科（次項に掲げるものを除く。）	五二〇、八〇〇円	二八二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

法科大学院（専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）	大学の専攻科（短期大学の専攻科を除く。）		特殊教育特別専攻科	その他の専攻科	音楽別科	養護教諭特別別科	その他の別科	乗船実習科	理療科教員養成施設（大学の教育研究施設であって、盲学校の理療の教科の教授を担
	二六六、四〇〇円	五二〇、八〇〇円							
八〇四、〇〇〇円	二八二、〇〇〇円	五八、四〇〇円	一六九、二〇〇円	八四、六〇〇円	五八、四〇〇円	八四、六〇〇円	一六九、二〇〇円	一八、〇〇〇円	一、一〇〇〇円
三〇、〇〇〇円	一六、五〇〇円	一八、〇〇〇円	九、八〇〇円	八、三〇〇円	九、八〇〇円	九、八〇〇円	一八、〇〇〇円	五、〇〇〇円	三六、〇〇〇円

任する教員の養成を目的とするものをいう 。)			
短期大学の学科（専攻科を含む。）	三七九、二〇〇円	一六九、二〇〇円	一八、〇〇〇円
高等学校及び中等教育学校の後期課程	一一五、二〇〇円	五六、四〇〇円	九、八〇〇円
盲学校及び聾学校 <small>ろう</small> の高等部（専攻科を含む 。以下同じ。）並びに養護学校の高等部	四、八〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円
盲学校、聾学校 <small>ろう</small> 及び養護学校の幼稚部	三、六〇〇円	一、二〇〇円	—
幼稚園	七三、二〇〇円	三一、三〇〇円	一、六〇〇円
専修学校	一六六、八〇〇円	七〇、〇〇〇円	九、六〇〇円

2 大学又は大学院において、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十条の二（大学院設

置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定

により計画的な履修を認められた学生の授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、当該学生が卒業又は課程を修了するまでに納付する授業料の総額と当該学生以外の学生の授業料の年額に当該大学又は当該大

学院の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額との均衡等を考慮して、国立大学法人が定める。

3 大学の学部への転学、編入学又は再入学に係る検定料は、第一項の規定にかかわらず、三万円（夜間において授業を行う学部にあつては、一万八千円）を標準として、国立大学法人が定める。

第三条 国立大学に附属して設置される小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の入学料は、これを徴収しないものとする。

2 前項に規定する学校等の入学等に係る検定料は、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を標準として、国立大学法人が定める。

区	分	検定料
小学校		三、三〇〇円
中学校及び中等教育学校の前期課程		五、〇〇〇円
盲学校、聾学校及び養護学校の小学部		一、〇〇〇円
盲学校、聾学校及び養護学校の中学部		一、五〇〇円

(二段階選抜等に係る検定料の標準額)

第四条 大学の学部及び法科大学院において、出願書類等による選抜(以下この項において「第一段階選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項において「第二段階選抜」という。)を行う場合に係る検定料は、第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学部等の区分に応じ、第一段階選抜にあつては同表の中欄に掲げる額を、第二段階選抜にあつては同表の下欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区 分	第一段階選抜	第二段階選抜
大学の学部(次項に掲げるものを除く。)	四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
大学の夜間において授業を行う学部	二、二〇〇円	七、八〇〇円
法科大学院	七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円

2 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校及び幼稚園において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合に係る検定料は、第二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、次の表

の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあつては同表の中欄に掲げる額を、試験等にあつては同表の下欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区 分	抽選による選考等	試験等
小学校	一、一〇〇円	二、二〇〇円
中学校及び中等教育学校の前期課程	一、三〇〇円	三、七〇〇円
高等学校及び中等教育学校の後期課程	二、四〇〇円	七、四〇〇円
盲学校、聾学校及び養護学校の小学部	五〇〇円	五〇〇円
盲学校、聾学校及び養護学校の中学部	六〇〇円	九〇〇円
盲学校、聾学校及び養護学校の高等部	七〇〇円	一、八〇〇円
幼稚園	七〇〇円	九〇〇円

(授業料の徴収方法等)

第五条 各年度に係る授業料の徴収は、当該年度において、学期その他の期間に区分して行うことを原則とする。ただし、学生又は生徒等の申出があつたときは、一括して徴収することができる。

2 前項の規定にかかわらず、入学年度に係る授業料について、入学を許可される者の申出があったときは、入学年度の前年度において入学を許可するときその一部又は全部を徴収することができる。

第六条 当該年度における在学期間が十二月に満たない者の授業料は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に在学する月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を乗じて得た額を徴収することを原則とする。

2 乗船実習科については、前項中「十二月」とあるのは「六月」と、「十二分の一」とあるのは「六分の一」とする。

（入学料の徴収方法）

第七条 入学料は、入学を許可するとき徴収することを原則とする。

（検定料の徴収方法）

第八条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願（第四条に規定する場合を含む。）を受理するときに徴収することを原則とする。

（寄宿料の標準額等）

第九条 寄宿舍の寄宿料の月額は、次の表の上欄に掲げる居室及び同表の中欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を標準として、国立大学法人が定める。

世帯用の場合	単身用の場合				居室	寄宿料
	四十平方メートル以上五十平方メートル未満	二十五平方メートル以上	二十平方メートル以上二十五平方メートル未満	十八平方メートル以上二十平方メートル未満	收容定員一人当たり又は收容世帯一世帯当たりの建物（共有部分を含む。）の面積	
		五、九〇〇円	四、七〇〇円	四、三〇〇円		
		九、五〇〇円				
五十平方メートル以上六十平方メートル				一一、九〇〇円		

	ル未満	
	六十平方メートル以上	一四、二〇〇円

- 2 前項の規定にかかわらず、昭和三十四年四月一日以後昭和五十年三月三十一日以前に建築された寄宿舍（木造のもの及び昭和四十八年四月一日以後に建築され、又は昭和五十二年五月一日以後に模様替えされた居室一室当たりの収容定員が一人であるものを除く。）の寄宿料の月額にあつては七百円を、木造の寄宿舍及び昭和三十四年三月三十一日以前に建築された寄宿舍の寄宿料の月額にあつては四百円をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。
- 3 寄宿料は、寄宿舍に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月分を徴収することを原則とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、学生又は生徒等の申出又は承諾があつたときは、その申出又は承諾があつた月分の寄宿料を併せて徴収することができる。

（授業料等の上限額等）

第十条 国立大学法人は、国立大学及び国立大学に附属して設置される学校の授業料の年額、入学料、入学

等に係る検定料又は寄宿料の月額を定めようとする場合において、特別の事情があるときは、第二条第一項若しくは第三項、第三条第二項、第四条又は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、これらに規定する額にそれぞれ百分の百十を乗じて得た額を超えない範囲内において、これらを定めることができる。

(経済的負担の軽減のための措置)

第十一条 国立大学法人は、経済的理由によつて納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第十二条 大学、大学院又は専修学校に在学する者のうち学生又は生徒以外の者に係る費用及びこの省令に規定する費用以外の費用に関しては、国立大学法人が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十一年三月三十一日に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三条第一項の表及び第三条の三第一項に掲げる大学に在学する者並びにその者が属することとなる年次に平成十一年四月一日以後に転学、編入学又は再入学をした者であつて、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要である教育課程の履修を、国立大学法人法別表第一の第二欄に掲げる国立大学において行うこととなる者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成十六年三月三十一日以前に国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第一百七十七号）第二条の規定による廃止前の国立学校設置法第三条第一項の表に掲げる大学に附属して設置された高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は同法第九条に規定する養護学校の幼稚部に在学する者であつて、当該学校等を卒業するため又は当該教育課程を修了するため必要である教育課程の履修を、前項に規定する国立大学に附属して設

置される高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園（以下「高等学校等」という。）において行うこととなる者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成十六年四月一日以後に高等学校等に転学、編入学又は再入学をする者であつて、前項に規定する者が属することとなる年次に在学する者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、前項の規定によりなお従前の例によることとされた額と同額とする。